

## 令和3年度第5回亀山市地域公共交通会議の書面決議について

第5回会議の協議事項については、以下の2点となります。

(1) 地域公共交通計画（最終案）について

- ・関係資料…資料1-1、1-2

(2) 乗合タクシーの利用促進策について

- ・関係資料…資料2-1、2-2

令和3年度第4回会議（書面決議）にてご意見（2月9日㍻）をいただきました、上記の2項目について、事務局で資料を修正いたしましたので、再度ご意見をいただきますようお願いいたします。

なお、今後のスケジュールですが、今回の第5回会議（書面決議）は、再度ご意見をいただく形で2回に分けて開催いたしますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願いいたします。

① 2月16日（水） ご意見の提出期限（事務局⇒委員）

2月24日（木） ご意見の提出期限（委員⇒事務局）

② 3月 1日（火） 書面決議の依頼（事務局⇒委員）

3月 8日（火） 書面決議書の提出期限（委員⇒事務局）

### 【資料説明】

#### **（1）地域公共交通計画（最終案）について**

まず、資料1-1については、委員の皆様から計画案に対してご意見をいただいたものをまとめた資料となります。ご意見に対して、右側に回答を記載していますので、資料1-2の計画（最終案）と一緒にご覧いただければと思います。

また、資料1-1の続きに参考として、市議会（産業建設委員会協議会）からの意見に対して提出した市の回答を添付しています。

次に、資料1-2の計画（最終案）については、前回会議（書面）で配布した資料1の計画案から修正箇所が分かるよう見え消しとするとともに、コメントを挿入しています。

目次をご覧いただくと、第6章にあった5-4、5-5の項目を第5章へと構成を変更しており、また、巻末に用語解説を追加しています。中身については、例えば3ページをご覧いただくと、上記説明のように対応した箇所にコメントがあり、修正箇所を赤字で記していることが確認していただけると思います。以下同様となります。なお、修正した理由などの詳細については、資料1-1の意見又は回答欄をご覧いただければと思います。

最後に、この地域公共交通計画ですが、委員の皆様からご意見、決議をいただいた後、内部での協議、市議会への説明を経て、パブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントに1か月の時間を要しますので、策定は5月頃となる見込みです。

以上が、(1) 地域公共交通計画（最終案）についての説明となります。

## **(2) 乗合タクシーの利用促進策について**

資料2-1については、委員の皆様から利用促進策（案）に対してご意見をいただいたものをまとめた資料で、先程の資料1-1と同じように右側に回答を記載しています。

資料2-2が修正を反映したもので、修正箇所は3ページの1箇所「SNS」の追加のみとなっています。

以上が、(2) 乗合タクシーの利用促進策についての説明となります。